

TKCモニタリング情報サービス通信

Vol.23

TKCモニタリング情報サービスの
利用件数が200,000件を突破しました!

■ 地域金融機関と外部専門家への期待 3

遠藤俊英 金融庁長官

■ いま、あらためて第3ステージの運動方針を確認する 4

坂本孝司 TKC全国会会長

■ 「会計事務所の職域防衛と運命打開」のために、一意専心、全力を尽くします。… 10

飯塚真規 株式会社TKC代表取締役社長

■ ドイツの税理士と銀行との信頼関係に学ぶ 12

飯塚真玄 株式会社TKC名誉会長

■ 新春座談会 16

「社会の納得」を得て勝ち残る会計事務所の経営戦略

TKC東京中央会 打田高行会員

TKC中部会 浅野雅大会員

TKC中国会 安部知格会員

TKC九州会 濱田秀文会員



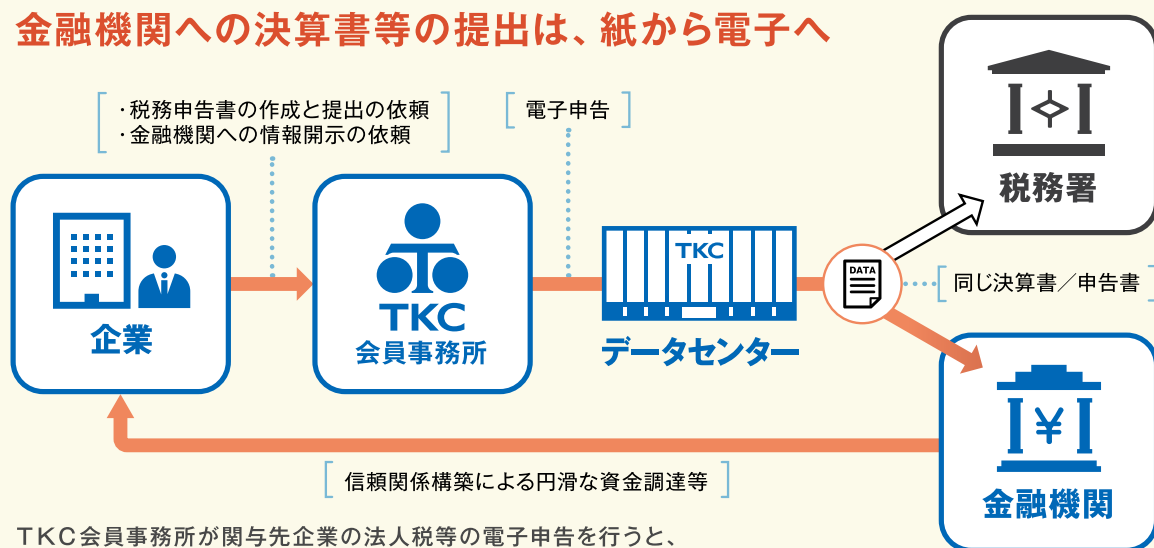
「TKCモニタリング情報サービス」とは

TKCモニタリング情報サービスを利用いただくことにより、金融機関は**税務署に提出された融資先の決算書・申告書を最も速く収集**できます。



企業と金融機関の信頼関係を構築する情報開示のプラットフォーム
TKCモニタリング情報サービス

金融機関への決算書等の提出は、紙から電子へ



TKC会員事務所が関与先企業の法人税等の電子申告を行うと、税務署に提出した内容と同じ決算書・申告書等が、自動的に金融機関へ開示されます。

©TKC2019

特許取得済 第6375425号、第6419378号

TKCモニタリング情報サービスの内容

▶ 決算書等提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、法人税の電子申告後に、融資審査・格付けのために金融機関へ決算書や申告書等のデータを提供するサービスです。

▶ 月次試算表提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKC会員による月次巡回監査の終了後に、金融機関へモニタリング用の月次試算表等のデータを提供するサービスです。

TKCモニタリング情報サービスは特許を取得しています

▶ 【特許第6419378号】取得日：平成30年10月19日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステム

▶ 【特許第6375425号】取得日：平成30年7月27日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステムの認証方法

地域金融機関と外部専門家への期待

人口減少や低金利環境の継続等を背景に、地域金融機関を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。地域金融機関が、将来にわたる健全性を確保し、金融仲介機能を継続的に発揮するためには、自身の経営理念を踏まえた適切なビジネスモデルを確立し、創意工夫を重ねていくことが重要である。他方、地域においては、厳しい経営環境に直



金融庁長官

遠藤俊英

面する中で、経営改善や事業再生、事業承継等が必要な企業が多数存在している。地域金融機関においては、地域企業の経営課題を的確に把握し、その解決に向け、適切なアドバイス・ファイナンスの提供等の支援を実践する必要がある。こうした取り組みが、企業の生産性向上を通じた地方創生の実現のみならず、金融機関自身にとっても継続的

な経営基盤を確保する上で重要と考えられる。

こうした観点から、金融庁としては、規制緩和等により、地域金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けた環境整備を進めるとともに、対話等を通じて、地域金融機関における自主的な取り組みを促している。さらに、財務局とも連携しながら、地域企業やその支援関係者（地方自治体、商

工会議所、外部専門家）から、地域の現状や産業構造等について幅広く話を伺っているが、企業経営者等からは、「税理士や支援団体には早めに色々と相談する」「創業期の資金繰りは、税理士等の方が熱心」など、税理士をはじめとする外部専門家の方々が日頃から身近な存在であるといった声が聞かれている。

また、金融庁若手有志による「地域課題解決支援チーム」が地域に飛び込み、地方と中央、官と民の結節点となつて、創業支援など地域課題の解決に資する施策を共同企画・実施するなど、「地域経済エコシステム」の推進にも取り組んでいる。外部専門家の方々は、地域経済エコシステムを形成する

地域企業の支援関係者として、引き続き地域の活性化にご尽力頂きたい。

さらに、昨年は、担保・保証に過度に依存しない融資を促進する観点から、「経営者保証に関するガイドライン」の浸透・定着を促進している旨申し述べたが、円滑な事業承継への対応が喫緊の課題となる中、その阻害要因となり得る事業承継時の経営者保証の取扱いを明確化する観点から、金融庁では、関係団体と連携し、事業承継時に焦点を当てた同ガイドラインの特則を2019年12月に策定した。同ガイドラインや特則の浸透・定着に向けては、引き続き、外部専門家の方々の協力が必要不可欠である。例えば、税理士による書面添付は、ガイドライン要件の充足状況の検証に当たり、経営の透明性を確保する有力な手段であり、こうした支援を通じて経営者と金融機関の橋渡しを行うことを期待している。

令和という新たな時代を迎え、「金融育成庁」として、金融サービスの多様な利用者・受益者の視点に立って、企業・経済の持続的な成長と安定的な資産形成等による豊かな国民生活の実現に向けて、関係者の皆様との対話を深めてまいりたい。



【巻頭言】(第135回TKC全国会理事会・会長講演から)

いま、あらためて第3ステージの運動方針を確認する

『TKC会計人の行動基準書』を理解し、実践しよう

TKC全国会会長 坂本孝司

「MIS」と「書面添付」の推進が金融機関との実質的な連携を後押し

TKC全国会創設50周年に向けた第3ステージ(2019年1月～2021年12月)では、次の3つの運動方針を掲げています。

1. 「TKC方式の書面添付」の推進
2. 「TKCモニタリング情報サービス(MIS)」の推進
3. 「TKC方式の自計化」の推進

われわれはこの3つの運動方針を踏まえ、政界、官界、学界、産業界、そしてマスコミ等の方々に対して、中小企業金融における税理士の役割を含めて、TKC会計人が実践している業務を正しくご理解いただくための運動に全力を注いでいるところです。

2019年の運動を振り返ってみると、4月からTKC各地域会では、地域会会長と金融機関の頭取や理事長等とのトップ対談の実施や、MISの有効活用策を金融機関と検討する協議会の開催等が精力的に行われました。数年前までトップ対談をお願いし

ても、頭取や理事長と直接面会するのが難しい状況も一部に見られましたが、いまではどこの金融機関からも歓迎されるようになったことは大きな変化です。

また、7月には令和初の第46回TKC全国役員大会が東京・帝国ホテルで開催されました。初日の式典では、前田泰宏中小企業庁長官が来賓として、TKC会員の実践力に対する期待の言葉を述べられ、大会2日目には、遠藤俊英金融庁長官が2年連続で基調講演の講師を務められ、「税理士には中小企業の最も身近な存在として金融機関との橋渡し役を担ってほしい」と熱く呼びかけてくださいました。

この講演には、54金融機関から114名の役職者が参加されました。併せて9月から全国各地で一斉に行われたTKC20地域会による秋期大学にも多くの金融機関の皆様が参加されました。私はそのうち10地域会で講演させていただきましたが、全国的な金融機関との連携の深まりを直に感じることができました。

そして7月から11月にかけて、MISや書面添付の実践件数拡大などを目的とする「書面添付シンポジウム」が、国税局や金融

機関等からの外部講師を招いて全国約50会場で開催されました。各地域会による積極的な広報活動の結果、全体の参加者数約5000名のうち、金融機関等からの参加者は490団体1438名に達し、盛況のうちに終了しました。

シンポジウムでは書面添付制度の歴史を踏まえた「TKC方式の書面添付」の全体像や、決算書の信頼性は識別可能であること、金融機関と税理士の連携強化の重要性などをアピールしました。多くの金融機関の方々が、書面添付の実践は税理士が自分の確認した範囲内において申告書には1円の間違いもごまかしもないと、その資格をかけて証明する行為であるという点に驚かれ、関心も持たれたようです。

これからもMISや書面添付の目的と意義を中心に、できるだけ多くの金融機関トップの方々を始め、現場の融資・渉外担当者にも認知を広めていくことが重要です。こうした金融機関との実質的な連携強化への取り組みを継続して、信頼できる決算書に基づく担保や個人保証のない円滑な中小企業金融を定着させて社会に貢献してまいりましょう。

会計で会社を強くする「TKC方式の自計化」推進の好機

今年は、次世代自計化システム（巡回監査支援システム含む）がTKCから提供される予定です。われわれはこれを好機として捉え、MISと書面添付の推進の前提となるTKC方式の自計化を強力に推進していかなばなりません。

TKC方式の自計化システムは、中小企業経営者の財務経営力と資金調達力を強化するもので、自社の数字を理解してわが言葉として金融機関等に説明できる中小企業経営者を育てる「会計で

会社を強くする」ためのシステムです。また、税理士による巡回監査を前提としている仕組みなので、会計帳簿の適時性と正確性を確保し、信頼性の高い決算書を作成することができます。したがって、TKC会員は安心して金融機関等との信頼関係を深め、中小企業の最も身近な相談相手として関与先支援に邁進することができのです。

繰り返になりますが、TKC方式の自計化の推進がMISと書面添付の推進の前提であり、そのためには、今一度、基本に立ち返り、事務所の巡回監査体制やその実施内容をしっかり見直しながら、関与先企業にとって「会計で会社を強くする」ためのTKC方式の自計化を推進していく必要があるということです。

3つの運動方針を支える「会員事務所の経営基盤の強化」

このような状況を踏まえて、これから迎える第3ステージの2年目は、3つの運動方針の達成に向けて全力を注ぐとともに、その達成を支える年にしたいと思います。そのためには基本に立ち返り、TKC方式の自計化による巡回監査を中心とした「TKC会員事務所の経営基盤の強化」に取り組まなければなりません。

この点について運動方針の中では、①『TKC会計人の行動基準書』の理解と実践、②「巡回監査士」「巡回監査士補」の増大、③「認定支援機関」としての経営助言業務の強化——の3点を具体策に挙げています。このうち「TKC会計人の行動基準書（以下、行動基準書）」の理解と実践」は、「社会の納得」を得るうえで特に重要です。なぜなら、金融機関との連携が形式的なものから実質的なものとへと転換し、金融機関からの期待が高まるほど、われわれの業務品質が必ず問われてくるからです。

そこで、行動基準書制定の歴史的背景とその意義を改めて確認しておきます。なぜ行動基準書が制定されたのか、TKC全国会初代会長の飯塚毅博士は次のように述べられています。

行動基準書の制定は、米国公認会計士協会（AICPA）の制定にかかる約2000頁に及ぶ「職業専門家としての行動基準書」『Professional Standards』に範をとったものであり、その基本とする考え方は、職業専門家集団の社会的権威の向上は、その集団的な自律強化の方向にしかない、という点にあります。（『TKC会報』1978年8月号巻頭言「なぜTKC会計人は日本を制する、といえるのか」）

TKC会員が、全国家機関および全金融機関から、絶対の信頼と尊敬とを頂ける条件は、TKC会員の学識、品格、行動等のすべてに関係しており、その行動基準書は膨大なものとならざるを得まい。（中略）TKC金融保証（株）が設立登記をみた現段階での緊急かつ取り敢えずの課題は、会員会計人の関与先に対する独立性の問題と巡回監査体制確立の問題の2点であろう。

（『TKC会報』1977年11月号巻頭言「先見力と行動基準書」）

つまり、職業会計人としての関与先に対する独立性の保持と巡回監査体制確立のためのルール付けが行動基準書のエッセンスであるということです。

この行動基準書は飯塚毅博士の理論を基礎にして昭和53年に初版が制定され、その後改定を重ねて現在、第4版が運用されています。初版時に制定委員として尽力し、平成7年の第2版のときに編纂委員長を務められたのが佐藤健男先生です。佐藤先生は令和元年9月にお亡くなりになりました。佐藤先生が行動基準書について「その位置づけは職業会計人のモデル像」とおっしゃって

いたのが印象的でした。それを裏返せば行動基準書を義務と捉えるのではなく、目標とすることだといえます。そうだとすれば、各々が自分のレベルで取り組むことができるはずです。われわれは佐藤先生のご遺志をしっかりと引き継いでいかなばなりません。

行動基準書を会計事務所の成功のバイブルとして見直す

いまさら行動基準書を実践しても儲からないし、それは建前ではないかといわれる方がおられるかもしれません。そういう方にはもう一度、行動基準書の内容をよく確認してほしいのです。

私は行動基準書を建前論ではなく、会計事務所経営の王道、つまり成功のバイブルであると位置づけています。飯塚毅博士や有力な先達の会員先生方の事務所が成長・発展された成功のエッセンスがそこには書き込まれていると考えています。私の事務所で約20年前から導入しているISO9001（品質マネジメントシステム）の前提は、行動基準書への完全準拠です。そこに記されているルールを守ること、品質の高い事務所経営が成り立つわけです。私の事務所も完璧とはいえませんが、限りなく行動基準書に準拠できるように日々努めています。

また、会計事務所のガバナンス強化への対応にとっても行動基準書がこれから重要になります。職員数が5人、10人、15人と増えるにしたがつてガバナンスが強く求められます。大企業に次いで中小企業にもガバナンスが必要とされてきている中で、自らの事務所を率先して対応させるという姿勢も大事です。ISOも、皆様がTKCに入会して最初に提供される『飯塚毅会計事務所の管理文書』もガバナンスの一つとして参考になるものですが、その最たるものが行動基準書です。ぜひこれをガバナンス強化の手

段として役立ててほしいと思います。

さらに、会計事務所の法的防衛の視点も忘れてはなりません。行動基準書のエッセンスである巡回監査の徹底断行について、飯塚毅博士は次のように述べています。

繰り返すようだが、真正の事実ではないと知りつつ業務を行った場合が故意であり、知らずにやったときは相当注意義務違反となる。行政処分は刑事処分とは全く別であり、1枚の始末書で、税理士の資格剥奪が可能なのである（憲法第38条第3項参照）。巡回監査は絶対に無理しても断行すべきものであり、損得計算、銭勘定の対象領域ではないのである。ご注意ください（『TKC会報』1992年5月号巻頭言「なぜ巡回監査は絶対必要なのか」）

会計事務所の成功のバイブルとして、ガバナンス強化や法的防衛の面からも、皆様の事務所が盤石な体制になるように行動基準書を理解し、実践してほしいと念願しています。

行動基準書に基づく事務所経営について金融機関の認知を得る

将来的には、われわれTKC会計人は行動基準書に基づいて事務所経営を行っているということの認知を金融機関等から広く得ることが重要です。この点について、行動基準書の範としたアメリカの先例を重く見ておく必要があるでしょう。

飯塚毅博士は1966年に株式会社TKCを創設しました。1962年のニューヨークで開かれた第8回世界会計人会議に出席されたときに、AICPAのJ・L・ケアリー専務理事と面会して銀行等による関与先奪取の現実を知ったことがそのきっかけとなっているのはご承知の通りです。このような厳しい状況に對

して当時のAICPA幹部が達した結論について、飯塚毅博士は次のように記されています。

銀行が会計人から奪った顧問先の財務に関するデータは、専門の職業会計人による厳密な監査を経たものではないから、多数の誤謬を含んでおり、単に電算機を使ったという形式だけで、その実質は厳格な税務調査には堪えられない。銀行には、その取引先の財務を精細に監査するだけの人員はいないし、勿論監査の訓練もなされていない。（中略）第二に、銀行は企業を外見からしか知り得ない。個別企業の内容と実態の詳細は巡回監査（中略）を毎月の確に実施している職業会計人だけが知悉しているものであって、銀行にはこの能力はない。たとい銀行が融資の保証として不動産等の担保を取っていたとしても、銀行は世評を懼れて大胆な担保権の行使はしたくない筈だ。だとすれば銀行は、この点でも、厳格な行動基準書に準拠している職業会計人の責任ある助言に頼らざるを得なくなる筈だ。とすれば、職業会計人を銀行の被害者として位置づけるのは間違いで、職業会計人と銀行とは、相互補完の関係に立つべきものだ、ということだったのであります。

（飯塚毅『激流に遡る』TKC出版、1982年、185頁以下）

1960年代のアメリカの状況は、日本の税理士業界が置かれているいまの状況と似ていてのではないでしょうか。金融行政の変革に伴って「事業性評価」や「目利き」等により、金融機関は取引先企業の実態を掴もうとしているわけですが、そのマンパワーには限りがあり、独力では難しいのが現実です。加えて「経営者保証に関するガイドライン」に沿った、経営者保証を求めない融資の推進も期待されています。これに對して、中小企業金融に

おける税理士の役割を果たすためにも、TKC会員事務所は行動基準書に準拠した業務品質を確保しておく必要があります。

自律強化の中で税理士の社会的権威の向上を獲得しよう

一方で、日本と同じく税理士制度のあるドイツの税理士も、厳格な自律強化のもとで会計事務所経営を行っており、社会からの絶大な尊敬を得ています。

ドイツでは1961年に日本の銀行法や信用金庫法にあたる信用制度法が制定され、この法律の下で金融が行われています。信用制度法第18条では、一定額以上の融資に年度決算書の徴求を義務づけています。このような義務規定に対応するために、ドイツ経済監査士協会とドイツ連邦税理士会は、年度決算書の信頼性を確保するための基準やチェックリストを策定してきました。

そうした中で、実は1998年に、日本の金融庁にあたる連邦金融制度監管局から「年度決算書の信頼性は、それを作成した税理士の適格性に拠る」という通達が金融機関向けに出されました。要するに、税理士から提出される年度決算書に関する証明書の中にはいい加減なものもあるので、金融機関は信用できる税理士を選別すべきだということがそこには書かれています。その経緯は、私の著書『税理士の未来——新たなプロフェッショナルの条件』（中央経済社）の中で詳しく説明してあります。

この通達が出されたのと同じ1998年に、ドイツ連邦税理士会とドイツ税理士連盟は品質保証システム構築のための「税理士業務における品質保証に関するドイツ連邦税理士会の指針」を決議しました。そして、この指針を具体化するツールとして2004年に『税理士業務における品質保証と品質管理』(Qualitätssicherung

und Qualitätsmanagement in der Steuerberatung)を、DATEV社を含めた3者の共同編纂で刊行しました。2007年にTKCから発行された日本語版の厚さは約7cmに及び、故・武田隆二先生のご指導の下、河崎照行先生、古賀智敏先生、そして坂本が監訳を担当しました。

ドイツでなぜそれほど品質保証に関する書籍が刊行されたのかというと、税理士に対しては「このルールに従って業務を遂行しないと金融機関から信用が得られない」という内部統制を求めるためであり、金融機関等には「厳しい品質基準に従って業務を行っている税理士全般を信用してほしい」と伝えるためでした。当時、DATEV社の社長を務められていたディーター・ケンプ教授は日本語版の「発刊に寄せて」の中で、ドイツ税理士を取り巻く環境変化を踏まえ「税理士は自らの活動の質的、量的な成果だけに目を奪われるのではなく、自分の事務所のサービス・プロセスの構成や監視にもいっそう力を入れて取り組むことが不可欠である」と記されています。つまり、結果だけで満足するな、事務所としてサービス・プロセス重視の考え方を持つべきだと警鐘を鳴らされたのでした。

このようにドイツにおいても厳格な基準書を作りあげ、金融機関等からの認知を得ながら自らの襟を正して職域を守り、税理士業界を発展させてきた歴史があるのです。

TKC全国会創設50周年(2021年)を誇り高く迎えるためにも、ドイツやアメリカの好例にならって行動基準書を実践することで自らの事務所経営を見直し、自律強化の中で社会的権威の向上を獲得し、3つの運動方針をさらに推進していきましょう。それがわれわれ税理士の輝かしい未来を切り拓くのです。

都市銀行等 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 埼玉りそな銀行 都市組合中央金融庫 日本政策金融公庫 (国民生活事業) 日本政策金融公庫 (農林水産事業) 沖縄振興開発金融公庫	秋田県 秋田銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 秋田県信用保証協会		群馬県信用保証協会 北越銀行 大光銀行 新潟信用金庫 長岡信用金庫 三条信用金庫 新潟信用金庫 柏崎信用金庫 上越信用金庫 村上信用金庫 加茂信用金庫 新潟県信用組合 協信信用組合 糸魚川信用組合	長野県信用農業協同組合連合会 長野県信用保証協会	滋賀県 滋賀中央信用金庫 滋賀信用金庫 滋賀県信用組合	滋賀県信用保証協会 中国銀行 トマト銀行 おかやま信用金庫 水島信用金庫 津山信用金庫 玉島信用金庫 備北信用金庫 吉備信用金庫 日生信用金庫 備前信用金庫 空閑信用金庫	飯塚信用金庫 大川信用金庫						
	山形県 荘内銀行 山形銀行 きらやか銀行 山形信用金庫 米沢信用金庫 鶴岡信用金庫 新庄信用金庫		千葉県 千葉銀行 千葉実業銀行 京葉銀行 千葉信用金庫 鎌子信用金庫 東京ベイ信用金庫 船橋信用金庫 佐原信用金庫 船橋信用金庫 船橋市信用組合 君津信用金庫	岐阜県 大垣共立銀行 十六銀行 岐阜信用金庫 大垣西濃信用金庫 高山信用金庫 東濃信用金庫 関信用金庫 八幡信用金庫 岐阜商工信用組合 飛騨信用組合 益田信用組合	京都府 京都銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫 京都北都信用金庫 京都信用保証協会	大阪府 関西みらい銀行 大阪泉州銀行 池田信用金庫 大阪三井信用金庫 大和信用金庫 永成信用金庫 北おおさか信用金庫 枚方信用金庫	広島県 広島銀行 もみじ銀行 広島信用金庫 呉信用金庫 しなまみ信用金庫 広島市信用組合 広島県信用組合 両備信用組合	長崎県 十八銀行 長崎銀行 長崎信用金庫 たちばな信用保証協会					
	福島県 東北銀行 福島銀行 大東銀行 会津信用金庫 郡山信用金庫 白河信用金庫 須賀川信用金庫 あまわり信用金庫 あぶまき信用金庫 二本松信用金庫 福島信用金庫 福島県商工信用組合 いわき信用金庫 相双五城信用組合 会津商工信用組合		東京都 きらぼし銀行 東日本銀行 朝日信用金庫 興産信用金庫 さわやか信用金庫 東京シティ信用金庫 芝信用金庫 東京東信用金庫 東京信用金庫 東有信用金庫 小松川信用金庫 足立成和信用金庫 東京三協信用金庫 東京信用金庫 西武信用金庫 昭信信用金庫 東京信託銀行 城北信用金庫 瀬野信用金庫 湘南信用金庫 青梅信用金庫 多摩信用金庫 文化産業信用組合 東和信用組合 中ノ郷信用組合 大東京信用組合 第一勧業信用組合	山梨県 山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 山梨県民信用組合 都留信用組合 山梨県信用保証協会	静岡県 静岡銀行 静岡農協信用組合 岐阜県信用保証協会 岐阜市信用保証協会	静岡県 静岡銀行 スルガ銀行 清水銀行 静岡中央銀行 しずおか埼玉信用金庫 静岡信用金庫 浜松磐田信用金庫 沼津信用金庫 三島信用金庫 富士宮信用金庫 富田掛川信用金庫 富士信用金庫 遠州信用金庫 静岡県医師信用組合 静岡県信用農業協同組合連合会 静岡県信用保証協会	愛知県 愛知銀行 石田屋銀行 中銀行 愛知信用金庫 豊橋信用金庫 岡崎信用金庫 いちい信用金庫 瀬戸信用金庫 半田信用金庫 知多信用金庫 豊川信用金庫 豊田信用金庫 碧海信用金庫 西尾信用金庫 津都信用金庫 尾西信用金庫 東春信用金庫 豊橋商工信用組合 愛知県中央信用組合 愛知県信用保証協会 名古屋市信用保証協会	愛知県 愛知銀行 愛媛銀行 宇和島信用金庫 愛媛県信用保証協会	香川県 百十四銀行 香川銀行 高松信用金庫 香川県信用組合	愛媛県 伊予銀行 愛媛銀行 宇和島信用金庫 愛媛県信用保証協会	宮崎県 宮崎銀行 宮崎太陽銀行 宮崎都城信用金庫 延岡信用金庫 高鍋信用金庫 南郷信用金庫	鹿児島県 鹿児島銀行 鹿児島信用金庫 鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合 鹿児島県信用保証協会	
	岩手県 岩手銀行 東北銀行 日本北銀行 盛岡信用金庫 一関信用金庫 花巻信用金庫 水沢信用金庫		秋田県 秋田銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 秋田県信用保証協会	山形県 荘内銀行 山形銀行 きらやか銀行 山形信用金庫 米沢信用金庫 鶴岡信用金庫 新庄信用金庫	福島県 東北銀行 福島銀行 大東銀行 会津信用金庫 郡山信用金庫 白河信用金庫 須賀川信用金庫 あまわり信用金庫 あぶまき信用金庫 二本松信用金庫 福島信用金庫 福島県商工信用組合 いわき信用金庫 相双五城信用組合 会津商工信用組合	東京都 きらぼし銀行 東日本銀行 朝日信用金庫 興産信用金庫 さわやか信用金庫 東京シティ信用金庫 芝信用金庫 東京東信用金庫 東京信用金庫 東有信用金庫 小松川信用金庫 足立成和信用金庫 東京三協信用金庫 東京信用金庫 西武信用金庫 昭信信用金庫 東京信託銀行 城北信用金庫 瀬野信用金庫 湘南信用金庫 青梅信用金庫 多摩信用金庫 文化産業信用組合 東和信用組合 中ノ郷信用組合 大東京信用組合 第一勧業信用組合	山梨県 山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 山梨県民信用組合 都留信用組合 山梨県信用保証協会	静岡県 静岡銀行 静岡農協信用組合 岐阜県信用保証協会 岐阜市信用保証協会	愛知県 愛知銀行 愛媛銀行 宇和島信用金庫 愛媛県信用保証協会	香川県 百十四銀行 香川銀行 高松信用金庫 香川県信用組合	愛媛県 伊予銀行 愛媛銀行 宇和島信用金庫 愛媛県信用保証協会	宮崎県 宮崎銀行 宮崎太陽銀行 宮崎都城信用金庫 延岡信用金庫 高鍋信用金庫 南郷信用金庫	鹿児島県 鹿児島銀行 鹿児島信用金庫 鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合 鹿児島県信用保証協会
	宮城県 七十七銀行 仙台信用金庫 仙台銀行 宮城第一信用金庫 三春信用金庫 仙南信用金庫 気仙沼信用金庫 石巻商工信用組合 仙北信用組合		秋田県 秋田銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 秋田県信用保証協会	山形県 荘内銀行 山形銀行 きらやか銀行 山形信用金庫 米沢信用金庫 鶴岡信用金庫 新庄信用金庫	福島県 東北銀行 福島銀行 大東銀行 会津信用金庫 郡山信用金庫 白河信用金庫 須賀川信用金庫 あまわり信用金庫 あぶまき信用金庫 二本松信用金庫 福島信用金庫 福島県商工信用組合 いわき信用金庫 相双五城信用組合 会津商工信用組合								

おかげさまで
利用件数
20万件
達成!





「会計事務所の職域防衛と運命打開」のために、 一意専心、全力を尽くします。

株式会社TKC 代表取締役社長 飯塚真規

新年明けましておめでとうございます。

去る12月20日に開催されました当社の定時株主総会後の取締役会において、代表取締役社長に就任いたしました。謹んでご報告申し上げます。甚だ微力ではありますが、当社の経営理念にもとづいて、「会計事務所の職域防衛と運命打開」のために、一意専心、全力を尽くす所存です。何卒、格別のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

1. TKCモニタリング情報サービス が18万件を突破

TKCモニタリング情報サービス（以下、MIS）は、会員先生方の先見的なご判断の結果、5000超の会員事務所に採用され、平成28年10月にサービスを開始してから3年で、18万件を超える決算書等が金融機関に送付されるに至りました。会員先生方のご協力

に心から感謝申し上げます。

全国の金融機関は、会員先生方が作成する決算書等の信頼性についてますます期待を高めており、TKC会員関与先向け専用融資商品の提供や、関与先の経営者保証を外す取り組みが始まっています。

昨年末は、粉飾決算が増加しているという報道が相次ぎました。そのような中、本年は、会員先生方が作成する決算書の信頼性について、金融機関からさらに注目を集める年になるだろうと確信しております。

2. MIS令和元年キャンペーン

当社は、MIS推進に取り組む会員事務所に敬意を表し、その活動を応援することを目的として、「MIS令和元年キャンペーン」を発表しました。お陰様で、3500の会員事務所にお申し込みいただいております。

キャンペーンの目標達成事務所には、キャ

ンペーンの協賛金に加えて、『戦略経営者』2019年12月号に掲載されたDariusK殿のチョコレートをお贈りいたします。パリで開催される世界最高峰のチョコレートの祭典「サロン・デュ・ショコラ」で4年連続ブロンズアワードを受賞したDariusK殿のチョコレートを事務所の皆様でお楽しみいただき、令和2年におけるMISへの取り組みについて、英気を養っていただければ幸いです。

3. ドイツの銀行は、税理士が作成する 決算書を全面的に信頼している

MISは、税理士と金融機関の信頼関係の構築を支援するプラットフォームです。この信頼関係の構築において、参考となるエピソードがありましたので、ご披露いたします。

当社は、昨年の11月16日から23日の間に、坂本孝司TKC全国会会長以下5名の会員先生とともにドイツを訪問し、47年の提携関係

にあるDATEVと技術ミーティングを開催しました。また、そのミーティングの翌日、DATEVの仲介で、ミュンヘンにあるミュンヒナー銀行（バイエルン州最大の信用金庫）を訪問し、ドイツの銀行と税理士の関係について、ヒアリングすることができました。

この面談は、当社から事前に送付した「質問状」にそって進められました。その質問の一つとして「中小企業の与信判断において、ミュンヒナー銀行では『ベシヤイニグング』をどの程度活用（尊重）していますか？」と尋ねたところ、同銀行の取締役であるミヒャエル・ダンドルフアー（Michael Dandorfer）氏から次のような回答がありました。

「私どもは税理士から受領した年度決算書をもつて、当行の銀行システムの格付けに使用します。また、年度決算書の格付けに加えて、口座ベースの格付けを行います。そこでは、預金の異動や与信枠の利用率を分析します。しかし融資判断に関しては、ベシヤイニグング付きの年度決算書が融資の基本要件となります。それは、私たちがドイツの税理士の高い専門性を信頼しているからです」

また、質疑の中で、日本では粉飾決算が増加しているということを伝えると、「当行ではそのような事例にあったことはありません。税理士が作成し、ベシヤイニグングをつけた決算書は十分信頼に足るものです」との回答

が返ってきました。

「ドイツの銀行は、税理士が作成するベシヤイニグング付きの決算書を全面的に信頼している」という事実は、今回のドイツ訪問での最大の収穫でした。

税理士が作成する決算書をドイツの金融機関が全面的に信頼するようになった経緯は、坂本全国会会長の著書『ドイツにおける中小企業金融と税理士の役割』（中央経済社、2012年）と『TKC会報』2018年10月号に掲載されたクラウス・ヘンゼルマン博士（Prof. Dr. Klaus Henselmann）の講演録「ドイツにおける税理士による中小企業会計指導の重要性」で解説されています。ぜひ、ご一読ください。また、DATEVとのミーティングの内容とミュンヒナー銀行の訪問録は、『TKC会報』2月号に掲載予定ですので、併せてご参照いただければ幸いです。

4. 2020年も会員事務所と関与先の時代変化への対応をご支援します

令和2年の会員事務所の経営環境に目を向けると、昨年10月に改正消費税法が施行されてから初めてとなる確定申告を迎えるため、決算・申告において混乱が生じることが予想されます。

4月からは中小企業にも働き方改革関連法が適用され、①5日間の有給休暇取得の義務化、

②時間外労働原則45時間／月・年360時間の上限規制、③労働時間の適正把握の義務化——に対応しなければなりません。さらに、年末には年末調整の電子化もスタートします。また、本年は資本金1億円超の法人に電子申告が義務化される年でもあります。義務化の対象となる法人は、全国に2万3000社あります。これらの法人に対する電子申告義務化の支援を通じて、会員先生方の関与先拡大の支援を展開してまいります。

なお、財務省は『行政手続コスト』削減のための基本計画で「中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e・Tax）の利用率85%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（e・Tax）の利用率100%」という目標を掲げています。その影響もあるのか、一部の国税局では会員先生方に決算書等も含めた（別途送付なしの）電子申告を要請しているようです。

当社は、MISの推進支援はもちろんのこと、会員事務所と関与先企業様がこうした時代の変化にしっかりと対応できるよう、システムの提供等を通じて、全力で支援してまいります。末筆となりますが、皆様の益々のご健勝とご活躍、TKC全国会が大発展されることを祈念申し上げ、年始のご挨拶とさせていただきます。

ドイツの税理士と銀行との信頼関係に学ぶ

株式会社T K C 名誉会長 飯塚真玄

謹賀新年。

まずこの一年、皆さんと皆さんのご家族の健康と幸せとを祈ります。

そして本年も、「自利利他」^{ジリト・リタライフ}の精神を仕事の使命感の源泉とし、「顧客への貢献」に向かつてベストを尽くしましょう。

さて、私は昨年十一月、ドイツで開催されたD A T E V—T K Cミーティングに二年ぶりに参加することができました。

今回、私の訪独の契機^{きかけ}は、四年前に亡くなったD A T E V創業者ハインツ・セビガー博士を顕彰してニュルンベルク市が開設した「ハインツ・セビガー博士通り」("Dr.-Heinz-Sebiger-Straße")を見ることでした。それは十一月十五日に長女で医師のレナーテさん(Dr. Renate Sebiger)の案内により実現しました。そして翌日、オーストリアとの国境に近いベルヒテスガーデン(Berchtesgaden)に向かい、T K Cチームと合流したのでした。

最大の収穫はミュンヘンの銀行で

今回のD A T E V社とのミーティングの公式日程は十一月十八日の一日だけでした。

その代わりにD A T E V社が、T K Cからの要望を入れて、ドイツの金融機関とのミーティングを設定してくれたのです。

十一月十九日の火曜日、ミュンヘンの中心街にあるミュンヒナー銀行(Münchner Bank eG)を訪問したのです。

参加したT K C会員は、全国会会長の坂本孝司先生、松本憲二先生、久田英詞先生、濱田秀文先生、鈴木信二先生の五名でした。

この銀行について、ウェブサイトを見ると、「一八六二年に設立され、バイエルン州で最も古く最大の信用組合です。ミュンヘン地域の四十一か所に五二五人の従業員がおり、総資産は二十六億二五〇〇万ユーロ(約三〇億七千万ドル)です。信用組合銀行として機能し、小規模企業やリテールバンキングの顧客に金融サービスを提供しています」とある。

応対した方は、副頭取で取締役のミヒャエル・ダンドルフアー(Michael Dandorfer)氏。十時三十分からの会議は、あらかじめ当方が提出していた「質問状」にそって進められました。そのなかでダンドルフアー氏は次のように述べたのです。

「私どもは税理士から受領した年度決算書をそのまま、当行の銀行システムの格付けに使用します。また、年度決算書の格付けに加えて、口座ベースの格付けを行います。ここでは、預金の異動や与信枠の利用率を分析します。しかし融資判断に関しては、ベシヤイニグング付きの年度決算書が融資の基本要件となります。それは、私たちがドイツの税理士の高い専門性を信頼しているからです」

"Wir verwenden also die Jahresabschlüsse, die wir von den Steuerberatern bekommen, eins zu eins für unsere Ratingprüfthematik im Banksystem. Und neben dem Jahresabschluss-Rating verwenden wir ein kontobasiertes Rating, wo die Kontenbewegungen und die



ミュンヘン銀行 (Münchner Bank eG)



副頭取のミハエル・ダンドルファー
(Michael Dandorfer) 氏



左がDATEV監査役のニコラス・ホフマン (Nicolas Hofmann) 氏



坂本会長による記念品の贈呈

Limit-Auslastungen entsprechend analysiert werden. Für eine Kreditentscheidung ist für uns allerdings ein bescheinigter Jahresabschluss Grundvoraussetzung um einen Kredit zu vergeben, weil wir auf die hohe Expertise der Steuerberater in Deutschland vertrauen.”
そして驚いたことに、いま日本で増えつつある粉飾決算について尋ねたところ、即座に

「当行ではそのような事例にあったことはありません。税理士が作成し、ベシヤイングングをつけた決算書は十分信頼に足るものです」という返事が返ってきたのです。

このような決定的に重要な言葉を金融機関の責任者から直に聞くことができたことは、今回の旅行での最大の収穫でした。

ドイツの金融機関は税理士を完全に信頼している。そこには不信感やだまし合いなど一切ない。税理士が作成した決算書に満幅の信頼を寄せている。そこにあるのは理想的な信頼関係である。実にすがすがしい。

この説明にTKC会員の先生方も非常に驚き、かつ感動されていました。そのようなドイツの実情は、かねて故飯塚毅博士から聞いていました。だからこそ飯塚博士は「税理士は国家と社会から絶対の信頼を得るように努めるべきだ」と述べられていたのです。

またドイツの税理士の皆さんからも聞いていました。しかし今回、ドイツの金融機関の責任者から「我々は税理士を全面的に信頼しています」という言葉を、この耳で、かくも明快に聞いたのは初めてのことでした。

ドイツ税理士の職業規範は本物だ

そのような説明をされたダンドルファー取締役に対して、参加した鈴木信二先生は、次のような質問をされています。

【質問】粉飾された決算書を受け取ったことがないという驚きました。もし、粉飾があった場合、どのような対応をされるのでしょうか？

【回答】企業も税理士も責任を問われるでしょう。ドイツでも貸し倒れはありますが、その場合は決算書が提出されなくなることが多いです。銀行から決算書の提出を要求しますが、先延ばしになります。その場合、銀行は口座の流れを見て、この企業は危ないという判断をします。

【質問】ということは、税理士は決算書を作らないということを選ぶのでしょうか？

【回答】よくあるのは、経営者から「税理士を変えました。まだ、この税理士は当社のことを把握できていないので、決算書の作成が遅れています」と言われます。

この「回答」は、だらしのない経営者の言い分です。では、なぜそんな返事になるのかというと、ドイツの税理士はそのような企業の決算書を作ることができないからなのです。

ドイツ税理士が、関与先企業の決算書とその「証明書」をつくるプロセスで課せられる義務は、日本から見ると大変厳しいものとなっています。それはドイツ連邦通常裁判所 (BGH) の判決及びドイツ連邦税理士会の声明などに基づいたものとなっています。つまりドイツでは、税理士会が率先して税

理士の社会的権威を高めるために、高度な指導力を発揮し、かつ会員もこれを遵守しているということなのです。

その内容については、『TKC会報』2018年10月号に掲載されたエアランゲン・ニュルンベルク大学クラウス・ヘンゼルマン教授(Prof. Dr. Klaus Henselmann)の「ドイツにおける税理士による中小企業会計指導の重要性」と題する講演録が参考になります。そのようなルールを厳格に守っているからこそ、ドイツの金融機関が税理士を信頼するのは当然なのです。

ところで、この場にはDATEV社の監査役会議長で税理士のニコラス・ホフマン(Nicolas Hofmann)氏も参加されていました。氏は「銀行は税理士を当然にも信頼してくれている」と強調しながらも、「だが、5%くらい、年老いて、ダメな税理士がいる」と嘆いていました。

これは本当に凄いことです。なぜならドイツの若手税理士は、妥協せず必死に頑張っていることになるからです。だから95%の税理士が金融機関から完璧に信頼されている。これがドイツの税理士業界の現状なのです。

その対極にある日本の悲劇

ここで思い出すのが、私が『とこしえ』平成28年11月号に書いた日本の現状です。

「いまから三年前の平成二十五年二月、東京の新宿でTKC地域会主催の夜間導入セミナーを傍聴したことがあります。

当社のセンター長とSCGのほかに、地域のニューメンバーズ・サービス委員の先生方が二名。未入会の税理士先生は十二、三名ほど参加されていました。

最初のセッションに続いて、ある銀行の支店長さんが講師に立ちました。そのかたは、簡単な自己紹介のあと、突然単刀直入にこう言い放ったのです。

『いいですか、皆さん。私どもの銀行では、皆さん(税理士)が作った決算書は全然信用していないのですよ』

私は、その乱暴な物言いにまず驚き、そして、この人物はいい度胸をしているかと呆れました。その一方で、私は誰かが立ち上がり、机をドンと叩いて、

『無礼者。何を言うか！』

と言うかとひそかに期待しました。

しかし、会場の皆さんは全員が下を向いたまま、しーんと沈黙しておられました。」

私にとってこの経験は非常に悔しく忘れない記憶となりました。

MISで日本の現状を打開する

なぜ日本とドイツでこうも違うのか。そこをよくよく考えると、私は「ドイツに

は『正規の簿記の諸原則』("Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung (GoB)")があるからだ」という結論に達してしまうのです。ドイツの経済社会において"GoB"は「公理」のようなものです。(これを「不文律だ」と言ったのが田中耕太郎博士で、「いや、有文律だ」と反論したのが飯塚毅博士です)ドイツにおいて"GoB"は、税理士などの職業会計人とはもとより、税務当局、すべての官公庁、裁判所、そしてすべての金融機関が尊重すべき会計ルールなのです。日本にはこれに匹敵するものが無かった。そこが日本の不幸の始まりなのだと思います。

ここで「無かった」と書いたのは、「中小会計要領」(2012年・平成24年)が生まれるのが遅すぎたからです。今日においても、その存在が社会に浸透していないのです。

日本の金融機関は、「GoB」のような社会的規範となる会計基準をもっていない。だから税理士が「中小会計要領」に準拠した決算書を作成しても信頼してくれないのです。

しかし、この事態を変えるのが「TKCモニタリング情報サービス(MIS)」となるはず。MISから届く数十万社の決算書が「中小会計要領」に準拠していたなら、金融機関の態度はガラリと変わるはず。

MISには回天の力がある。これがまもなく作動する。というのが私の今年の初夢です。■

金融機関からの「決算書の信頼性」の向上には

「記帳適時性証明書」 が決め手となる



株式会社TKCでは、TKC会員に「記帳適時性証明書」を発行しています。この証明書は、関与先企業の円滑な資金調達を支援するため、会計帳簿と決算書、法人税申告書の作成に関する適時性と計算の正確性を第三者である株式会社TKCが証明する書類です。

いま、「記帳適時性証明書」を融資や金利優遇の判断に活用する金融機関が増えています。

金融機関が着目する 「記帳適時性証明書」の8つのポイント

- 「注」欄の○印の数**
巡回監査と月次決算は、毎月、関与先企業が前月に作成した会計帳簿および取引記録を対象として、その翌月に実施することを原則としています。これを順守した月には「注」欄に○印が示されます。「記帳適時性証明書」では、この履歴を過去36カ月目にわたり確認できます。
- 決算書と法人税申告書が一致している事実**
決算書の「税引き後当期純利益（損失）」と法人税申告書別表4の「当期利益又は当期損失の額」は一致していることを証明しています。これにより、申告書は決算書に基づいていることが確認できます。なお、不一致の場合は「記帳適時性証明書」は発行されません。
- 「中小会計要領（または中小指針）」への準拠性**
前期の決算書の「個別注記表」に「中小会計要領（または中小指針）」に準拠している旨の記述があることを確認できます。
- 中期（または短期）経営計画策定の有無**
TKCの「継続MASシステム」を利用して、経営改善の指針となる中期（または短期）の経営計画を策定していることを確認できます。
- 自計化システムの利用の有無**
経営者が経営計画の進捗状況等の正確な把握と、適切な意思決定を支援するTKCの企業向け管理会計システム「戦略財務情報システム（FXシリーズ）」を利用していることを確認できます。
- 税理士法第33条の2に基づく書面添付の有無**
TKC会員が法人税申告書の提出に際し、「計算し、整理し、又は相談に応じた事項」を明らかにし、「申告書の適正性を表明」する書類を添付していることを確認できます。
- TKC会員が「経営革新等支援機関」に認定されているかどうか**
TKC会員が中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関としての認定を受けていることを確認できます。
- 株式会社TKCによる第三者証明**
この「記帳適時性証明書」は、会計データの改ざんにつながる遡及処理（追加・訂正・削除）を禁止しているTKCシステムの特長を生かして発行されるもので、会計帳簿と決算書、法人税申告書の作成に関して、その適時性と計算の正確性を第三者である株式会社TKCが証明しています。

(原本PDF) 記帳適時性証明書 第 0103169546 号
(会計帳簿作成の適時性(会社法第432条)と電子申告に関する証明書)
発行日: 平成28年 5月13日

堤敬士税理士事務所 殿 株式会社TKC 代表取締役社長 角 一幸

貴事務所の関与先企業 株式会社TKC食品 (法人番号:1234567890123) 殿の
会計帳簿作成の適時性及び継続性並びに月次決算の実施日及び決算書と法人税申告書等の作成に関して
次の事実を証明します。

1. 「資料1: 過去3年間にわたる月次決算及び年次決算の状況」について (審査) Y N
① TKC会員は「TKC全国行動基準書」に基づいて、会計記録の適法性を確保するため毎月、関与先
に outgoing 巡回監査することが求められています。貴事務所の実績状況は資料1のとおりです。
② 「監査対象月」は貴事務所が巡回監査を行った会計期間、「仕訳数」は当月の試算表に計上された仕訳の
件数、「データ処理日」は月次決算が完了した日を示しています。
③ 「決算書に付した番号」(17行目)は、書面の「決算報告書」に付した番号で、これと同一の番号が印刷
されている貸借対照表及び損益計算書は、会計帳簿の期末科目残高と完全に一致しています。

2. 「資料2: 前期(第23期)の法人税申告書の作成状況」について
① TKCシステムは会計帳簿(仕訳帳・元帳・月次の試算表)及び決算書の作成、これに続く法人税申告書・
消費税申告書の作成、さらには国税と地方税の電子申告まで一貫通貫となっています。
② 前期の決算書に計上された「税引き後当期純利益(損失)」(資料1の18行目A)と前期の法人税申告書
別表4の「当期利益又は当期損失の額(1)」(資料2の2行目B)とは完全に一致しており、貴関与先企業の法
人税申告書は当該決算書に基づいて作成されています。

3. 税理士法第33条の2に定める書面添付(「決算申告書」の提出)の実績について
TKC会員は「TKC全国行動基準書」により、税務申告書の提出に当たっては、税理士法第33条の2
に基づく書面を添付することが求められています。貴事務所の実績は資料3(3行目)のとおりです。

4. TKC財務会計システムの継続利用期間について
① 貴関与先の財務データは、平成5年4月から継続して利用しており、利用期間は23年0か月となります。
② この利用期間において過去仕訳及び科目残高の遡及的な修正・追加・削除の処理はなされていません。

5. この証明書の真正性は、TKC全国会HP(<http://www.tkc.jp/>) から確認できます。
なお、そこでは事務所名と商号の表示を省略しています。(掲載期限: 平成29年5月31日) 以上

資料1: 過去3年間にわたる月次決算(○翌月:○翌々月:無印連月/期首月と期末月は調整)及び年次決算の状況

年	月	監査対象月	仕訳数	データ処理日	注	監査対象月	仕訳数	データ処理日	注	監査対象月	仕訳数	データ処理日	注
1	平成25年4月	848	平成25年5月22日	○	平成26年4月	892	平成26年5月23日	○	平成27年4月	982	平成27年5月22日	○	
2	平成25年5月	817	平成25年6月14日	○	平成26年5月	854	平成26年6月11日	○	平成27年5月	941	平成27年6月12日	○	
3	平成25年6月	789	平成25年7月12日	○	平成26年6月	840	平成26年7月10日	○	平成27年6月	933	平成27年7月14日	○	
4	平成25年7月	803	平成25年8月17日	○	平成26年7月	854	平成26年8月19日	○	平成27年7月	956	平成27年8月18日	○	
5	平成25年8月	774	平成25年9月13日	○	平成26年8月	831	平成26年9月17日	○	平成27年8月	964	平成27年9月16日	○	
6	平成25年9月	791	平成25年10月15日	○	平成26年9月	828	平成26年10月21日	○	平成27年9月	927	平成27年10月16日	○	
7	平成25年10月	753	平成25年11月13日	○	平成26年10月	846	平成26年11月18日	○	平成27年10月	940	平成27年11月13日	○	
8	平成25年11月	803	平成25年12月14日	○	平成26年11月	861	平成26年12月16日	○	平成27年11月	955	平成27年12月18日	○	
9	平成25年12月	826	平成26年1月17日	○	平成26年12月	873	平成27年1月14日	○	平成27年12月	963	平成28年1月19日	○	
10	平成26年1月	785	平成26年2月14日	○	平成27年1月	855	平成27年2月17日	○	平成28年1月	976	平成28年2月17日	○	
11	平成26年2月	819	平成26年3月13日	○	平成27年2月	879	平成27年3月14日	○	平成28年2月	970	平成28年3月16日	○	
12	平成26年3月	834	平成26年4月17日	○	平成27年3月	887	平成27年4月18日	○	平成28年3月	991	平成28年4月18日	○	
13	平成26年4月	82	平成26年5月13日	○	平成27年4月	93	平成27年5月15日	○	平成28年4月	98	平成28年5月13日	○	
14	年次決算				年次決算				年次決算				

17 決算書に付した番号 V15885 18 決算書に付した番号 W36931 19 決算書に付した番号 X56345
20 税引き後当期純利益(損失) 7,488,230円 21 税引き後当期純利益(損失) 798,994円 22 税引き後当期純利益(損失) 5,018,775円

(注) 前期(第23期)の決算書の個別注記表には、中小会計要領に準拠している旨の記述があります。

資料2: 前期(第23期)の法人税申告書の作成状況
1 法人税申告書の作成日及び提出方法 平成28年5月13日 法人税申告書はTKCシステムで作成された電子申告書です。
2 別表4の「当期利益又は当期損失の額(1)」 B 5,018,775円 AとBは一致しており、申告書は決算書に基づいています。
3 別表1の「法人税額(2)」 993,000円

資料3: 前期(第23期)のKFSの利用状況

項目	利用	未利用
1 K: 継続MAS(経営計画)	○	○
2 F: FXシリーズ(自計化)	○	○
3 S: 書面添付(税理士法33-2)	○	○

TKC全国会登録情報
1 会員氏名 堤敬士税理士事務所
2 入会日(継続年数) 平成2年10月14日(25年7か月)
3 経営革新等支援機関 認定 ○ 未認定 ○
4 事務所ホームページ <http://www.tkccomputer.co.jp/>

TKC©2015

現物はA4サイズです。

「書面添付シンポジウム」講師が語る

「社会の納得」を得て勝ち残る会計事務所の経営戦略

TKC全国会第3ステージ1年目の2019年は、「決算書の信頼性は識別可能である」ことを内外に周知し、金融機関と税理士の連携強化を図るための運動が各種展開された。その一つが「書面添付シンポジウム」。書面添付推進委員会と中小企業支援委員会が共同で企画し、7月から11月に全国48会場で開催、計約4200名の参加者が集った。金融機関関係者も1400名超が参加した同シンポジウムは、「決算書の信頼性」を高める書面添付の基本などが強調され、大きな反響があった。そこで濱田秀文TKC全国会書面添付推進委員長の司会のもと、同シンポジウムの講師を務めた会員3名が同シンポジウム開催の成果と課題を語り合い、金融機関と税理士の実質的な連携のあり方や目指すべき会計事務所像などについて意見交換した。

事務所概要

先輩のキツイ一言に発奮！

事務所の規模が14年で倍になった

濱田 本日は書面添付シンポジウムの

講師を務められたお三方にお集まりいただきしました。同シンポジウムを振り返り、それを踏まえて金融機関と税理士の実質的な連携のあり方や、理想の会計事務所像のヒントを探っていきたいと思います。まずは自己紹介を兼ねて、事務所経営で重視されていることや、これまでを振り返って転機となった出来事などをお聞か



◎出席者(敬称略・順不同)

打田高行 会員(TKC東京中央会)

浅野雅大 会員(TKC中部会)

安部知格 会員(TKC中国会)

コーディネーター

濱田秀文 会員(TKC全国会書面添付推進委員長)

せいただけますか。安部先生からどうぞ。
安部 私は2代目でして、先代が昭和47年5月に広島市で創業し、令和3年で50周年を迎えます。税理士法人を立ち上げた平成17年3月に、事務所を承継しました。先代からバトンを受け取ってから14年が経ちますが、その間、年商もスタッフ数もほぼ倍の規模になっています。

これは、先代がTKCビジネスモデルをベースに事務所の基盤を作った良いタイミングでバトンタッチしてくれたことと、PX2開発小委員会委員や旧巡回監査・書面添付推進委員、広島支部長などTKCのお役目をいただく中で、「背中を見られている」という意識が高まってきたことが大きいと思いますね。



忘れられないのが、数年前にある先輩が事務所に来られて「KPI見せて」と言われ、お見せしたら「よくこれで支部長やってられるね」というキツイ叱咤激励をいただいたこと（笑）。おかげさまで「このままではいけない」と奮起することができました。事務所の変革が進んだ分岐点の一つだったと思います。

いま事務所経営において一番重視しているのは、職員教育です。現場に出る職員のレベルが上がらないと、「一丁目一番地」の税務・会計業務から付加価値を積み上げていきませんから。また事務所運営はもちろん、支部長として支部の運営においても、「いかに人を動機づけていくか」に心を砕いています。入会からニューメンバーズ会員を経て、支部の役員になれるまでをイメージしながら、一人ひとりしっかりと育てていただくように接しているところです。

打田 私も2代目で、先代（故石川和夫会員）が昭和41年に設立した事務所が母体です。東京・港区に事務所があります。私自身は平成17年の入所ですが、入社5年目の平成22年に先代が急逝されました。親族外でしたがいろいろなご縁もあり、私が承継することとなりました。当時は先代が80歳、私が34歳と、一世代飛んだような事務所承継でしたので何かと激変



打田高行会員（1976年生まれ）
関与先数約150件（法人・個人含）、職員数
17名。書面添付実践件数90件、MIS推進件数
70件、FXシリーズ利用件数93件。東京中央
会書面添付推進委員長。

身も読むたびに身が
引き締まります。

平成25年に東京中
央会書面添付推進委
員長を拝命し、全国
の名だたる先輩方と
お話をさせていただ
く機会を得て、さま
ざまなご示唆をいた
だいていることが事
務所経営に活きていると思います。特に、
書面添付は税理士法上の制度ですから、
税理士法についてあらためて勉強する機
会をいただけたことは大きいですね。

することも想定されましたが、昭和の時
代から支えてくれている大番頭をはじめ
スタッフが皆献身的に協力してくれてい
るおかげで、承継直後も、承継から10年
弱経った今も、スムーズに事務所が回っ
ていると思います。

顧客目線の支援がたくて税理士に転身 「租税正義」「BAST」が入会の決め手

先代は飯塚毅TKC全国会初代会長の
薫陶を受け、晩年はTKCの理念研修の
講師も務めていましたので、事務所経営
においては先代の方針を踏襲してTKC
理念を一番大事にしています。また、事
務所の所是は「気働きある人間になるこ
と」。会計事務所は忙しい経営者を相手
にする仕事ですので、経営者がいま自分
に何を求めているかを瞬時に察知できる
能力が必要不可欠です。その能力を磨く
には人間力を高める必要がありますので、
事務所内研修では飯塚初代会長の書籍を
全員で読む時間をつくっています。私自

浅野 私は銀行出身で、岐阜県本巣郡
北方町に事務所を構えています。いまで
こそ銀行は「顧客本位」をうたっていま
すが、私が勤めていた当時はそうした機運
はあまりなかったんですね。税理士試験
の勉強はしていましたから、入行4年目
の平成10年、「税理士として顧客目線で
地元の中小企業を支えたい」と思い退職。
それから会計事務所業界に入り、平成13
年に独立開業してTKCに入会しました。

お世話になっていた事務所が他社システ

ム利用だったので、開業にあたっては使い
慣れた他社システムで開業しようと思った
のですが、せっかくだからと、TKCを
含め2、3社にお電話して話を聞いたん
です。TKCからは岐阜のセンター長が
来られて、租税正義について熱く語って
くださり、非常に感銘を受けました。もう
一つ魅力を感じたのは、BAST(TKC
経営指標)です。私は大学で経営分析の
ゼミに所属し、もともと財務分析に興味
がありました。そのための良いツール
がなく勤務時代も結構大変な思いをして
いたので、「BASTを使いたい」という
のが、TKC入会の決め手の一つになり
ました。

事務所経営では、巡回監査と、その延
長線上にある書面添付を大事にしていま
す。特に巡回監査は、ニューメンバーズ
時代に重点活動テーマの「巡回監査率」
で全国表彰を受けたこともあり、入会当
初から力を入れてきました。ここ数年の
巡回監査率は100%で推移しています。
また認定支援機関業務にしっかり対応す
ることも、事務所方針の一つです。

TKCに入会して4年目に、当時中部
会の旧創業・経営革新支援委員会委員長
だった久田英詞先生からお声掛けいただ
き、中部会の創経委員会副委員長を拝命
しました。そこから経営革新実務研修会



浅野雅大会員（1972年生まれ）
関与先数約110件（法人・個人含。うち巡回監査先88件）、職員数6名。書面添付実践件数76件、MIS推進件数160件、FXシリーズ利用件数88件。中部会巡回監査・事務所経営委員長。

の講師や、中小企業支援委員会委員長などのお役目をいただく中で全国の素晴らしい会員先輩方と接し、そうした方々に少しでも近づきたいと思ったのが事務所経営の転機になっています。

濱田 皆さん、会務や人との出会いを重ねて事務所を充実させてこられたんですね。先輩や仲間から刺激をもらえるのが、TKCの良いところだと思います。

書面添付シンポジウムを振り返って

「書面添付とは何か」の基本を説明し
会員事務所の業務プロセスを語った

濱田 では本題に入りましょう。書面添付シンポジウムは、金融機関に根強くある「中小企業の決算書は信用できない」

というイメージを払拭するために開催しました。講師を務められた皆さんは、会計事務所と金融機関という異なる立場の参加者を対象に話を進める必要があります、ご苦労なされたのではと思います。振り返ってみて、いかがでしたか。

打田 参加金融機関の中には、書面添付についてあまりご存じない方もいらっしゃると思いますので、会員・職員向けに「あらためての確認ですが」という枕詞を加えながら、書面添付の基本と会計事務所の業務内容を分かりやすくお伝えするよう心掛けていました。

具体的には、金融機関の方が受け取る決算書は、会計事務所の職員が毎月汗をかきながら巡回監査を真面目に行った結果できあがったものであり、その作成プロセスを記載した書類が書面添付である——ということが分かるように説明していましたね。

安部 打田先生と同じで、私も金融機関の方に「書面添付とは何か」という基本を分かっていたことを一番の目的に据えてお話ししました。

まず金融機関に書面添付の仕組みを理解していただき、その上で決算書の信頼性が高い・低いというのはどういうことか納得していただく。そして自計化・巡回監査を経て電子申告された決算書・申告書がTKCモニタリング情報サービス（MIS）で金融機関に届く——という、TKC会員事務所の業務プロセスをしっかりと認識していただきたいの思いが根底にありました。

また私は支部長ですから、主催者である書面添付推進委員会にも中小企業支援委員会にも属していません。会員・職員の方を前に、「皆さんの代表として、私が金融機関にお話をさせていただいています」というスタンスで講演しました。

浅野 金融機関はこれまで、融資の際に決算書や申告書、勘定科目内訳明細書など必要なところだけをコピーして、「宝の山」である書面添付には目を向けてこなかったと思います。また会員の側も、書面添付が金融機関にとって融資審査の参考資料になるということをあまり意識してこなかった。今回のシンポジウムは両者が一堂に会する機会ですから、金融機関には、融資判断に役立つ情報が添付書面に記載されていることを気づいてもらいたい。会員には、金融機関が添付書面を見られる時代になったことに気づ

いてもらいたい——という、金融機関・会員それぞれの書面添付に対する考えを変えていただきたいという観点でお話をしていました。

MISについても、「うちはTKC方式の自計化に取り組み、しっかり巡回監査をして決算書・申告書を作っている。だから提供の仕方が紙でもデータでも信頼性は変わらない」という自負があり、MIS推進の必要性を感じない会員もおられたと思います。ただ金融機関からすれば、紙で提出された決算書は「複数の決算書があるのでは」という警戒心が働いてしまいます。その点、MISは税務署へ電子申告された決算書等と同一のものが届く仕組みですので、疑う余地がない。したがって、MISで決算書が届くだけで金融機関は安心できる、ということとを浸透させる必要があると思いました。そこで、MISでの提供がまずスタートで、そこからより信頼性を高めるための書類として書面添付、中小会計要領チェックリスト、「記帳適時性証明書」がある——という道筋をお伝えしました。

税理士法第46条・税理士が資格をかけて書面添付していることに高い関心

濱田 シンポジウム終了後には名刺交

換会や交流会も開催しましたので、金融機関の「生の声」も聞かれたかと思いますが、どのような反応がありましたか。また、シンポジウムの成果について皆さんはどのようにお考えでしょうか。

浅野 私は秋田・広島・山口の3カ所へまいりました。中でも秋田は、金融機関・信用保証協会を含めてかなり理解が進んでいる土地柄という印象を受けました。特に、秋田県信用保証協会の経営支援部長さんが、後日発行された協会の会報誌の中で私の講演内容に触れつつ、「新しい保証商品の開発や事業性評価にMISを活用していきたい」といった言葉を寄せておられ、うれしかったですね。中部会シンポジウムではパネルディスカッションのパネリストを務めました。そこでご一緒させていただいた岐阜県信用保証協会の古田真一朗さんが尽力してくださり、2019年11月に、MISを活用した財務要件型無保証人保証の新商品をリリースしてくださいました。TKC会員が作成した決算書の品質を信頼して商品開発してくださったわけで、非常に感激しています。

打田 私は長崎・沖縄・大分と九州3カ所を回らせていただきました。全体として、九州の金融機関の方は会員と非常にコミュニケーションがとれていると感じましたが、交流会でお話すると「書面添付という言葉を今日初めて聞きました」という方もいらっしゃいましたので、裾野が広がったのはシンポジウムを開催した成果の一つだと思います。

3カ所を回った中で特に印象的だったのは、沖縄会場で講演された沖縄銀行の松川康洋さんのお話です（『TKC会報』2019年12月号掲載）。TKC会員の取り組みをよく理解されていて、本当に素晴らしい講演でした。他行さんの前でTKC会員事務所の業務品質を広報いただいたことは大変ありがたいですし、大きなインパクトがあったのではないかと思います。

安部 私は高知と京都で講師を務めました。いずれも金融機関と会員の信頼関係が醸成されていると感じました。とはいえ、「書面添付をもっと早くから勉強するべきだった」という感想を双方からお聞きしましたね。京都では、懇親会での私の席にいられて「懲戒処分が規定されているなんて、書面添付って本当に重みのあるものなんですね」という感想を言うてくださった方もいました。

広島でも、今まで関係が希薄だった金融機関の方にご参加いただけましたので、全体として、金融機関の目がこちらを向きだしたという印象がありますね。

濱田 金融機関へのアンケート結果を

見ますと、「大変参考になった」という回答が72%、「参考になった」が26%。「参考になった」ということはよく理解できたということですから、非常に高い評価をいただけたと言っていると思います。

興味深いのが「特に参考になった事項」に対する回答です。複数回答ですが、関心の最も高かった事項が「税理士法第46条」で、56%を占めています。先ほど安部先生も触れられていましたが、添付書面に虚偽記載をすると懲戒処分があるということに一番関心を持っていたのだ。MISで提出された決算書に、我々税理士が資格をかけて実践している書面添付があれば、その決算書の信頼性がさらに高まる——ということをご理解いただけたのは大きいと思います。

一方で、課題もあります。本来ならば書面添付未実践事務所の会員・職員や、金融機関の支店の方にも多くご参加いただきたかったのですが、地域によって温度差があったようです。「金融機関もたくさん参加されます」というアナウンスを事前にすれば、書面添付未実践事務所にもっと響いたかもしれません。また金融機関に対しても、支店の方にご参加いただけるよう早めに企画概要をお伝えすることが必要だったと思います。2020年も書面添付シンポジウムを開催する予

定ですので、広報の仕方など今回の課題をしっかりと受け止めて、より充実した内容にしていきたいと思っています。

金融機関と税理士の実質的な連携強化

MISを活用した当座貸越を利用したら既存借入の経営者保証も解除された

濱田 書面添付シンポジウムのテーマの一つでもありましたが、2019年はMIS推進に力を注いだ1年でした。MIS推進による金融機関の変化、地域会や皆さんの事務所の連携が進んだ事例があればお聞かせいただけますか。

浅野 中部会では現在、MISへの理解が深い中部3県の地銀4行（中京銀行・愛知銀行・十六銀行・百五銀行）の支店回りをしてMISのポスターを配布しています。本部からTKC会員が回ることを周知していただいていますので、支店でのMISの認知度が一気に高まりました。そのおかげか、12月6日に事務所主催の経営支援セミナーを開催するのですが、毎年メインの金融機関は来てくれていたが、今回は複数の金融機関から計7名にご参加いただくことになっています。「TKCの取り組みをもっと知りたい」

と思ってくださる金融機関が増えてきた感触がありますね。

関与先にとっても良い事例が出てきています。ある不動産業のお客さまで、社長さんはまだ50代なのですが、事業承継を考え始めていらっしゃいます。ただ、10行とお付き合いがある上、不動産業ですから借入金と物件とひも付きで金額が大きく、経営者保証もある。従来から「親族外承継を可能にするためにも経営者保証を外したい」と言われていたのですが、平成30年に、商工中金がMISを活用した融資商品「対話型当座貸越（無保証）」を出されましたよね。商工中金との取引もあったので同商品を申し込んだところすぐに融資が実行され、同時に「今までの借入についても経営者保証を外します」と言ってくれたんです。「他の金融機関にも経営者保証を外す交渉ができるようになった」と、お客さまには非常に喜んでいただきました。

MISで健全企業の優位性が際立ち後継者不足解消への貢献も期待できる

安部 MISは資金調達に目が行きがちですが、受け取ったデータから企業の強みをしっかり読み取る金融機関も出てきています。先日、ある金融機関の方が、



安部知格会員（1970年生まれ）
関与先数約200件（法人・個人含）、職員数16名。書面添付実践件数140件超、MIS推進件数60件、FXシリーズ利用件数124件。中国会広島支部長。

「安部先生のところのお客さまは良い会社だから、後継者のいないA社の面倒を見てくれないだろうか」と、事務所にご相談に来られました。A社は非関与先で、実現するか否かはまた別の話ですが、うまくいけばその会社で働く社員さんたちを路頭に迷わすことがなくなるわけで、結果として地域貢献ができる。地方では後継者の決まっていない会社結構ありますので、日頃から頑張っている健全企業の優位性がMISによってより際立つことになれば、後継者不足解消への貢献も期待できると思います。

地域会では、広島銀行との関係が深まってきました。広島銀行とは平成25年の覚書締結以降、広島支部のエリアに属する全支店の支店長さん等にご参加いただき合計100人規模の情報交換会を毎年開催していて、密な連携関係ができて

います。その成果の一つが、令和元年10月8日にリリースされた「へひろぎん」TKCモニタリング情報サービス活用ローン」です。同日に開催した中国会書面添付シンポジウムに合わせて商品開発を

いただき、シンポジウムの中でいち早く発表してくださいました。この商品の最大融資額は3億円（短期継続融資は1億円）と、広島銀行の本気度を感じます。中国会ではこの広島銀行の期待にしっかりと応えようという機運が高まっていますので、今後はブロックごとに、支店単位での情報交換会も開催してこういう動きが出てきています。

打田 東京中央会では中小企業支援委員長の温井徳子先生が奮闘され、MISへの理解をさらに深めていただくため、中小企業支援委員会のメンバーを中心に提携金融機関の各支店を一つひとつ回る取り組みを行っています。

その中でも、港区に本店を構えるさわか信用金庫との交流が進んでいます。同信金ではエリア長の方の尽力もあって、2019年の春頃からMIS実践会員事

務所を訪問する取り組みをされています。今後、支部と支店との関係がより強いものになれば、MISをはじめ自計化・巡回監査・書面添付という「決算書の信頼性」を高めるTKC会員の業務品質が支店担当者まで浸透していくかと思っています。

事務所においても、浅野先生が言われた商工中金の「対話型当座貸越（無保証）」の事例が数件出てきています。今まで商工中金との取引のないお客さまにご提案したら「ぜひ使ってみたい」ということで申し込んだところ、非常にスピーディーに融資が実行されました。この商品はMISでオプション帳表（中小会計要領チェックリスト・記帳適時性証明書・税理士法第33条の2に規定する添付書面）をすべて提出することが申込要件の一つとなっていて、ですので、お客さまから求められたときにぐに対応できるよう、申込要件を満たすお客さまをもっと増やしていきたいと考えています。

金融機関は「交渉相手」ではなく「相談相手」であることを周知しよう

濱田 「決算書の信頼性は識別可能である」ことの理解が金融機関に広がり、金融機関との実質的な連携が深まる中、一方では「粉飾決算が増えている」との

報道が相次いでいます。私は非常にショックなのですが、皆さんはどうですか。

安部 広島銀行トップの方と地域会執行部との「トップ対談」をさせていたただいたとき、「粉飾決算が増えている」という話を聞いて、私も濱田先生と同様に衝撃を受け、信じられない気持ちでした。

我々TKC会員は、巡回監査を通じて経営者に自社の数字を理解していただくとともに、経営者の心にベルトをかけて、「粉飾はダメ」としっかりお伝えしているわけです。企業のことを本当に大事に思うならば、たとえ経営者の求めがあったとしても厳しく指導すべきです。

ですから今後は、書面添付はもちろん、TKC会員が巡回監査をベースにどんな付加価値を企業に提供しているのか、ということをもっと金融機関に知っていたく必要があると思います。毎月の巡回監査を通じて企業の財務経営力を強化し、黒字決算と適正申告を実現できるようにしっかり支援していること、そしてTKCにはそれができる仕組みとツールがそろっている——ということをもっとアピールしないといけませんね。



コーディネーター／
濱田秀文TKC全国会書面添付推進委員長

打田 日頃から経営者の方が、金融機関とどんなコミュニケーションを取っているのか、というところに問題があると思います。つまり、なんとか「お化粧」をして、一時しのぎでも何でもいいからとにかく今すぐ融資を受けたい、後のことは後で考える、という感覚の経営者の方も一定数いるのだらうなと。

仮に赤字が出たとしても、なぜ赤字になったのか、窮境原因は何で、だから今後はこういう対策を考えている——というのを真摯に金融機関に説明できれば、融資を受けられないとか、すぐに融資が止まるといったことはないはずなんです。だから中小企業経営者の方に、金融機関は「交渉相手」ではなく「相談相手」であって、助けていただきたいながら一緒に経営をしていきたいと思っただけで、会計事務所側がしっかり周知して、

良い関係づくりをサポートする必要があると感じますね。

濱田 「交渉相手」だと、「弱みは見せられない」「悪いところは隠しておこう」という意識が働きがちですものね。浅野先生はどのように思われますか。

浅野 リスクが正当性を持った時期があり、それでも改善ができなくて引き続き業績が悪いという会社が現在も結構残っています。その間、金融機関の利益がどんどん減り、体力も落ち、それらがすべて重なって表面化してきているのが現在だと感じているんですね。

例えば、金融機関の依頼で最近経営改善支援に取り組み始めた会社があります。この会社の運転資金は数億円が必要なんです。すべて証書借入で短期の借入がない。折り返し融資を受けないと約定通り返済もできない。しかし新規融資を受けようとすると、業績もあまりよくないので追加担保が求められる——という状況なんです。この会社と同一ような状況で、残念ながら専門家や金融機関の適切な支援が受けられず、最悪のケースとして粉飾をしてしまう会社が多くなっているのではないかと思います。

この点、TKC会員は認定支援機関として、これまで7000プロジェクトや早期経営改善計画策定支援に取り組んで

きていますので、一日の長があります。少なくとも関与先には、業況が厳しくともしつかり情報開示して金融機関からの信頼を得て、経営改善して存続していただくよう支援するべきで、その重要性をあらためてかみしめています。2020年以降、金融機関の職員の皆さんと連携する機会がさらに増えていくと思いますので、TKC会員が取り組む業務の理解者を増やせるよう努めたいと考えています。

運動方針の徹底実践と事務所経営

「決算書の信頼性」に直結するから添付書面の記載内容を充実させたい

濱田 中小企業・金融機関・会計事務所
の三者が真の信頼関係を築いていくことが、より一層求められているといえますね。そのためにTKC全国会では、第3ステージ運動方針として、①TKC方式の書面添付の推進②TKCモニタリング情報サービス(MIS)の推進③TKC方式の自計化の推進——の三つを掲げています。2020年は第3ステージ2年目ですが、皆さんはどのようなことに力を入れたいとお考えでしょうか。

打田 法人関与先の中には資産税関係

の会社も多いのですが、自計化先の書面添付割合は約80%まで来ています。今後はその数字をさらに上げるとともに、書面添付の質を高めていきたいと考えています。最近意見聴取で「顕著な増減事項」についてよく確認が入る印象がありますので、その記載を厚くしていきたいと考えています。ただMISに関しては、外部借入があるのに推進できていない先がまだありますので、この手当ても必要だと思っています。

書面添付の質の向上もMIS推進も、巡回監査で担当者が経営者としつかり話ができるかどうかにかかっているといえます。でも実際は、担当者は非常に時間のない中で監査業務にあたっていますので、巡回監査業務をいかに効率化して、経営者と話をする時間を捻出するかが課題の一つです。

そこでカギになるのが、銀行信販データ受信機能をはじめとしたFinTechの活用です。まだ昔ながらのやり方で、仕訳を一つひとつ丁寧に入れるお客さまもいらっしゃいますが、仕訳連携はお客さまの業務改善にも役立つはずですから、FinTechの活用で監査時間を圧縮し、その分経営者と話をする時間をより多く確保していきたいと思っています。

安部 書面添付と自計化については6

〜7割の実践率まで来ているので、今後は質の向上に力を入れたいですね。特に書面添付は、深度ある記載内容にしていることが大事だと思っています。ありがたいことに、うちのエリアでは意見聴取で重点的に確認したい事項を、事前にまとめて事務所に共有してくれることがあるのです。その確認事項は基本的に添付書面に書いておいたほうがいいことばかりなので、そこは大いに反省して、事務所の研修で共有して「次回は漏らさず書こう」という方針にしています。

書面添付の充実のためには、巡回監査の質の向上が不可欠ですから、年1回は、所長の私も職員の巡回監査に同行するようにしているんです。というのも、代々担当者が代わって引き継ぎされているうちに、最初に私が指導したことが変わっているということが随分ありましたので……。「職員にすべてお任せ」ではなく、現場で何をチェックすればいいのか、どこに気を付ければいいのか、という指導を、所長自ら担雪埋井の精神で行う必要があると考えています。

ただ、MISは苦戦中です。実は父の時代の指導が厳しかったこともあり、うちの事務所の黒字割合が8割超なんです。バブル期に「事業を広げたい」「投資したい」というご相談があっても、「社

長の好きにしていよいよ。でも顧問契約は解除ね」という指導方針だったんです(笑)。だから真面目に本業を頑張って無借金経営を続けている会社が多い。これは事務所の自慢ではありませんが、ことMIS推進に関しては、それが裏目に出ているという……(笑)。ただ、いつ何時資金調達が必要になるかわかりません。「メイン行にはMISで決算書・試算表を提出しておきましょう」と関与先にお伝えして、推進しているところです。

浅野 実践割合にすると、月次巡回監査先では書面添付約85%、MIS・自計化は100%と、やりきった感があるのですが、これからは関与先拡大に力を入れ、地域での事務所の認知度を高め、数を増やす努力をしていきたいと思っています。

MISは、現在中部会の巡回監査・事務所経営委員長を務めていますので、委員長としての矜持を示したくて全社実践を目指していますが、たまにOMSで推進状況をチェックすると、追加申込が漏れているところが見つかるんですよ。リニューアルオープンのために新規融資を受けていたとか、最近MISを採用し始めた金融機関への申込が漏れていた、など。見直しは常に必要だなと思っています。

今後力を入れていきたいことは、私も

添付書面の記載内容の充実ですね。先日、中部会の研修会で久田先生の添付書面の記載例を見せていただきましたが、事業内容や売掛金・棚卸の計上の仕方までしっかり記載されていて、惚れ惚れする内容でした。さっそく事務所に帰って、毎月の巡回監査や決算監査で経営者にしっかりヒアリングし、読めば目の前にイメージがわくようにしようという方針を出したところです。添付書面の記載内容の充実度合いは、「決算書の信頼性」にも直結しますし、もっと内容を充実させて、税務当局の方が「ここまでチェックされていれば調査の必要はないな」と思ってくれるレベルを目指したい。意見聴取すらない事務所が理想です。

AI・ICT時代の会計事務所経営

AI・ICT化が進むほど

巡回監査の重要性が増していく

濱田 「AI・ICTの進展で税理士は不要になる」など、一時は税理士業界の将来を悲観的に見る向きもありました。そこで10年後、20年後も「社会の納得」を得て勝ち残っていける会計事務所像について、皆さんのお考えをお聞きたい

と思います。

打田 試算表や決算書を作る労力は、テクノロジーが進展すればするほど軽減されていくと思います。でも、会社の状況はどんどん変化していくし、経営課題も当然に変わっていきます。そうすると、電話やメールだけでは分からない部分がどうしても出てくるはずなんです。刻々と変化する経営課題に、経営者と一緒になって会計事務所がしっかり向き合うためにも、今後ますます深いコミュニケーションが求められると思います。

そのためには、毎月の巡回監査で「フェイス・トゥ・フェイス」の関係をしっかりとつくること。月次でお会いして経営者とお話をする中で気づいていただいたり、課題を共有して解決に向けて知恵を出し合ったりといった、伴走型の支援が会計事務所により求められる時代になっていくでしょう。それに対応することが、税理士業界全体が生き残るためにも必要なことだと感じていますね。

浅野 『TKC会報』2019年11月号に、AIの研究者である東京大学の池谷裕二教授の講演録が掲載されていました。「人間とAIは共同作業によって高みを目指しつつ、この先も、人間らしさや人間の強みが失われることは永遠にありえない」という言葉で締めくくられていて、

すごく勇気をもらえました。これから税理士業界もAI・ICT化が進んで、例えば、キャッシュレスで領収書がなくなり、メールで届いた請求書からデータが自動で読み込まれて仕訳が起きる——というような、業務の簡素化・効率化が進むだろうと思います。

有効に使うべき技術はもちろん使うべきですが、そこで大事なものは、人間らしさ・人間の強みをしっかり自覚すること。それが巡回監査であって、AI・ICT化が進んでいる社会だからこそ、我々会計事務所の根幹に据えるべき業務なのだと強く思います。まさに、巡回監査をベースに、坂本孝司TKC全国会会長が言われる「税理士の4大業務」のうち保証業務と経営助言業務を実践する。そうしてお客さまの悩み事や経営課題と一緒に向き合い、経営者のパートナーとしての存在感を発揮できれば、きっと勝ち残っていける事務所になれると信じています。

安部 お二方とまったく同意見です。

冒頭、打田先生が「人間力を高めていくこと」に力を入れているとおっしゃいましたが、私もそれはマストだと思います。AIやFinTechなどの新しい技術を駆使しながら、経営者のそばに寄り添い、時には厳しく指導する。かわいいわが子が非行に走ろうとしたら、親は熱い

思いで叱るものですよね。わが子同然のクライアントが間違った道に進まないよう、直接会って、熱意をもってしっかりと指導していくことが大事だと思います。

TKCでも次世代自計化システムが2020年から順次提供予定で、それにあわせて巡回監査支援システムもレベルアップされていくことですが、たとえ巡回監査の手法は変わっても、現場で膝を突き合わせて指導する巡回監査の本質は変わらないはずです。AI・ICT化が進めば進むほど、むしろ巡回監査で「会って話す」ことが、ますます重要になると思います。

**「TKC会員関与先は100%黒字」が夢
良縁が良縁を呼ぶ事務所経営を目指したい**

濱田 坂本会長は、会計帳簿を中心とした「税理士の4大業務」の徹底実践を我々TKC会員に訴えておられます。「税理士の4大業務」の実践を踏まえ、最後に、皆さんの夢やビジョンについて語っていただけますか。

浅野 坂本会長が書かれた『税理士の未来』（中央経済社、2019年）を読み、「税理士の4大業務」をしっかりと実践することで、AI・ICT時代も怖くないということをあらためて認識できました。事

務所の経営理念として「お客様の喜びが私たちの喜び——親身なパートナーとしてみなさまの繁栄に貢献し、地域社会に笑顔の輪を広げます」を掲げているのですが、お客さまにきちんと寄り添い、パートナーとしてお悩みに応えていくための必要な知識や能力を身につけ、磨いていきたいと思っています。

TKC会員の先頭集団に置いて行かれないよう必死に走っているのですが、同時に、足下を見つめ直すことも重要だと最近感じています。第3ステージの事務所の経営基盤強化策の一つに『TKC会計人の行動基準書』の理解と実践がありますが、あらためて見直すと考えていることがたくさんありますので、2020年は『行動基準書』に照らした事務所経営に取り組んでいきたいと考えています。

それから、やっぱり職員あつての事務所です。職員に安心して働き続けてもらえるよう、お客さまから適正な評価と報酬をいただいて、職員にしっかりと還元できる事務所になりたいと思います。

打田 おかげさまで先代に基盤を築いていたとき、半世紀にわたる長いお付き合いのお客さまも多くなっています。パトナッチを迎えられるお客さまも多いので、事業承継や後継者教育の支援にも、きめ細かく対応できるような事務所体制



をつくっていききたいと思います。

また、次世代自計化システムをはじめとした新しいシステムやサービスをきちんと取り入れられる準備も進めていきたい。巡回監査において試算表や帳簿の確認の時間が圧縮できた分を、経営者と話をする時間に充てて、経営助言業務をより充実させていききたいと思います。

それと、これからを支えてもらうのは若い人たちです。20代・30代のスタッフに、「この仕事に就いてよかった」と思ってもらえるような職場づくりも必要だと思っています。時に厳しく、温かさをもって、若い人たちが楽しく元気に働ける事務所経営を目指していきます。

安部

まずは、クライアントの黒字率100%を目指したいですね。

けれども私の本当の夢は、うちの事務所だけでなく、地域全体、あるいは日本全体で「TKC会員に見てもらっているクライアントは100%黒字」という世界を実現することなんです。

いま、私が支部長^{チーフ}と与つてから、ニューメンバーズ会員を事務所の月例会議にお招きして、一緒にシス研TVニュースを見えています。私はシステム委員会に寄せてもらっているのでシステム開発の背景も話せるし、きつと新入会員は1人だと見ないだろうなと思って始めたことなんです(笑)。最近ニューメンバーズを卒業した会員も加わるようになって、結構大人数になつてきました。でも、かえつて皆でTKCシステムやTKC

会員の業務の意義について理解を深める良い機会になつていくんです。

それから、大学3年生のインターシップの受け入れも15年くらい取り組んでいます。せっかくの機会なので、「税理士業界のことや、TKC会員事務所の業務をもっとよく知ってもらおう」という思いでいろいろな業務を経験してもらっています。インターンが終了する頃には、簿記会計の知識のない学生も「将来は税理士になりたいです」と言ってくれる人が増えたんですよ。

月例会議にしろインターシップにしろ、担雪埋井の精神で愛情を持ってしっかり接していれば、理解の輪が広がり、違う世界が実現できるということがよく分かりました。TKC全国会には、使命感に燃え、心に火をつけてくれる仲間がたくさんいます。そうした仲間と一緒に、動いて、理解して、伝え、周りを育てていく。良縁が良縁を呼ぶ事務所経営を実践していききたいと思っています。

濱田

皆さん、「社会の納得」を得るための事務所経営のヒントをたくさんお話しいただきありがとうございます。三つの運動方針の実践に邁進し、関与先や金融機関から「絶対の信頼と尊敬」を得られるよう共に頑張りましょう！

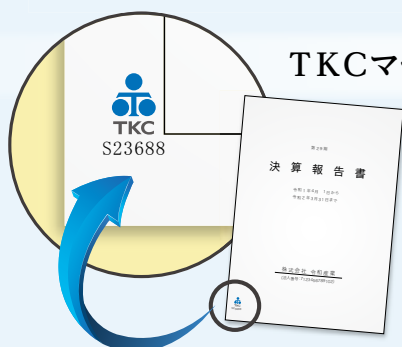
(構成／TKC出版 篠原いづみ)

AUTOMATION

決算書の徴求は、紙から電子へ

TKCモニタリング情報サービスを使えば

取引先の決算書等が、
税務署への電子申告と同時に
貴方のお手元に届きます。



TKCマーク付きの決算書を見かけたら、当サービスをお勧めください。

取引先様へのお勧めトーク

TKCでは、
電子で決算書を提供いただける便利なサービスがあります。
是非、顧問の会計事務所へ相談し、利用を検討ください。

金融機関の皆様のメリット

無償のサービス

高い信頼性

每期自動提供

スピーディ

業務効率化

商機の拡大



サービスの詳細は
<https://www.tkc.jp/fx/bank>



事例を公開中
<https://www.tkc.jp/fx/bank/CASE>

「琉」

球国者南海勝地」(琉球は南海の優れた土地)で始まる沖縄県知事室の漢文屏風は、1458年につくられた「万国津梁の鐘」の銘文だ。津梁とは、アジアとの「架け橋」を意味している。

この鐘は2019年10月31日未明、火災で主要な建物が焼失した首里城の正殿に元々は掛けられていた。本物は現在、県立博物館にあり、首里城にあるのはレプリカだ。銘文には沖縄が中国、日本の中間に位置し、万国の架け橋として貿易で栄えたと記されている。

南海のハブ機能であることは沖縄の人々にとって誇りであり、アイデンティティだ。今後、アジアに目を向け「万国の架け橋」たらんとする銀行が、沖縄銀行である「沖縄からみると台湾は飛行機で1時間程度。東京よりも近いからいなのです」

と、山城正保頭取は語る。将来的には、県内企業、ひいては日本全国の企業が台湾などのアジアでビジネス展開する際の「架け橋」になる事を視野に入れる。まずは、足腰となる組織改革からだ。

そこで19年4月に導入したのが、青森県を地盤とする「みちのく銀行」が実践する「戦略ミーティング」と呼ばれる営業担当者同士の

「架け橋」として輝く 沖縄銀行の挑戦

地域金融の 未来

共同通信社経済部記者
橋本卓典

会議だ。戦略ミーティングでは、複数の営業担当者が集まって、お互いが抱える取引先の課題や問題点を共有し、チームとして最良の解決策を話し合う。

複数の営業担当者が集まれば、似た案件を手掛けたことのある別の担当者の経験を生かし、1人では気づかない提案の仕方やコツを共有できる。せっかくのノウハウや経験を「サイロエフェクト」(タコつぼ化)させないことで、若手人材の育成にも期待ができるという。

ミーティングには、いくつかのルールがある。その一つが悩みを相談する担当者を叱責したり、「ダメだし」をしないという「心理的安全」の場づくりだ。金融商品を売ることが目的の「推進会議」ではない。事業性評価に基づき、顧客事業者の真の課題、ニーズを把握し、その課題を解決するために何ができるのかを話し合うのである。

事業者からみれば1人から営業を受けるよりも、複数の担当者による重層的な提案の方がありがた

い。銀行側も多様化する

顧客ニーズに応える提案力とレスポンスの改善、

行員の連帯感や各個人の

スキルのレベルアップを

図ることができる。



はしもと・たのり

1975年東京都生まれ。慶應義塾大学法学部政治学科卒業。2006年共同通信社入社。経済部記者として流通、証券、大手銀行、金融庁を担当。2年間の広島支局勤務を経て、2015年から2度目の金融庁を担当、2016年からは資産運用業界も担当する。著書に『捨てられる銀行』『捨てられる銀行3 未来の金融』『計測できない世界』を読む(講談社現代新書)など。

沖縄銀行は、企業への同行訪問や課題解決支援で定評のある地域金融ソリューションセンターの竹内心作代表を講師に招くなど、組織的な学習も加速させている。確かに、事業者の事業内容や将来性を見極めた事業性評価に基づく取引は、これまでも行われていた。しかし、どちらかと言えば属人的な取り組みであった。このため、将来を見据えて、組織的に総力を底上げしていこうというのが沖縄銀行の挑戦である。

事業者にとってみれば、こうした銀行の変革は、大いに助かるだろう。しかし、銀行ができることはまだまだある。金融庁は持ち株会社の業務規制の緩和を進めている。地域商社などを通じて、これまで銀行がタッチできなかった領域でも事業者支援が可能になる。遠隔地とも効率的に提携し、「万国の架け橋」として、沖縄ならではのビジネスモデルを打ち立てる可能性は大いにある。

「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

令和2年1月16日現在

金融機関名	本店 所在地	サービス開始日	利用申込件数		
			決算書等 提供 サービス	月次試算表 提供 サービス	
【政府系金融機関】					
1	日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	28,439	-
2	商工組合中央金庫	東京都	平成29年 7月	4,462	880
【都市銀行】					
1	三菱UFJ銀行	東京都	平成29年 2月	3,898	638
2	三井住友銀行	東京都	平成29年10月	3,347	379
3	りそな銀行	大阪府	平成29年10月	1,869	18
4	埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	1,523	222
5	みずほ銀行※予約受付中	東京都	令和元年 9月	1,260	171
【地方銀行・第二地方銀行】 (上位50行)					
1	静岡銀行	静岡県	平成29年 3月	3,132	720
2	中国銀行	岡山県	平成28年12月	2,327	266
3	北洋銀行	北海道	平成29年 1月	2,311	143
4	八十二銀行	長野県	平成30年 5月	2,260	317
5	足利銀行	栃木県	平成28年10月	2,153	248
6	群馬銀行	群馬県	平成29年 1月	1,974	215
7	常陽銀行	茨城県	平成28年10月	1,861	286
8	千葉銀行	千葉県	平成29年 2月	1,861	307
9	広島銀行	広島県	平成28年11月	1,837	212
10	北陸銀行	富山県	平成29年 4月	1,746	155
11	栃木銀行	栃木県	平成28年10月	1,660	191
12	京都銀行	京都府	平成30年 7月	1,539	154
13	西日本シティ銀行	福岡県	平成29年 5月	1,497	137
14	鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年 7月	1,421	155
15	山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	1,326	163
16	武蔵野銀行	埼玉県	平成30年 8月	1,320	157
17	福岡銀行	福岡県	平成29年 3月	1,295	156
18	北國銀行	石川県	平成28年11月	1,291	179
19	横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	1,276	98
20	十六銀行	岐阜県	平成28年12月	1,260	159
21	伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	1,237	109
22	名古屋銀行	愛知県	平成31年 2月	1,189	131
23	東邦銀行	福島県	平成29年 1月	1,174	123
24	きらぼし銀行	東京都	平成29年 7月	1,149	108
25	七十七銀行	宮城県	令和元年 6月	1,104	205
26	京葉銀行	千葉県	平成29年 8月	1,102	159
27	百五銀行	三重県	平成28年10月	1,069	160
28	第四銀行	新潟県	平成29年 7月	1,034	179
29	トマト銀行	岡山県	平成28年12月	1,021	118
30	滋賀銀行	滋賀県	平成29年 1月	1,019	128
31	関西みらい銀行	大阪府	平成29年10月	1,007	85
32	大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	994	119
33	北海道銀行	北海道	平成29年 4月	986	71
34	沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	963	62
35	池田泉州銀行	大阪府	平成29年 5月	941	101
36	山口銀行	山口県	平成28年11月	896	141
37	もみじ銀行	広島県	平成28年11月	887	97
38	清水銀行	静岡県	平成29年 4月	875	289
39	筑波銀行	茨城県	平成29年 3月	874	95
40	百十四銀行	香川県	平成28年12月	853	79
41	愛知銀行	愛知県	平成31年 3月	846	120
42	秋田銀行	秋田県	平成29年 5月	826	74
43	山形銀行	山形県	平成29年 8月	808	145
44	岩手銀行	岩手県	平成30年 4月	790	99
45	肥後銀行	熊本県	平成29年 5月	772	59
46	東和銀行	群馬県	平成28年10月	769	106
47	宮崎銀行	宮崎県	平成28年11月	768	81
48	北越銀行	新潟県	平成30年 6月	755	93
49	中京銀行	愛知県	平成28年10月	744	172
50	第三銀行	三重県	平成28年10月	684	105
上記以外の地銀・第二地銀 計				22,286	2,894

金融機関名	本店 所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等 提供 サービス	月次試算表 提供 サービス
【信用金庫】（上位30庫）				
1 浜松磐田信用金庫	静 岡 県	平成29年 1月	1,721	400
2 多摩信用金庫	東 京 都	平成29年 8月	1,347	168
3 京都信用金庫	京 都 府	平成28年11月	1,233	190
4 埼玉縣信用金庫	埼 玉 県	平成30年12月	1,147	122
5 しずおか焼津信用金庫	静 岡 県	平成29年 6月	1,019	364
6 西武信用金庫	東 京 都	平成28年12月	929	119
7 大阪シティ信用金庫	大 阪 府	平成30年 5月	876	50
8 京都中央信用金庫	京 都 府	平成29年 1月	866	87
9 岐阜信用金庫	岐 阜 県	平成28年10月	864	87
10 広島信用金庫	広 島 県	平成30年 6月	851	55
11 巣鴨信用金庫	東 京 都	平成29年 5月	845	131
12 城北信用金庫	東 京 都	平成30年 5月	820	118
13 島田掛川信用金庫	静 岡 県	平成30年11月	807	278
14 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	716	39
15 朝日信用金庫	東 京 都	平成28年10月	711	66
16 東京東信用金庫	東 京 都	平成29年 1月	709	87
17 飯能信用金庫	埼 玉 県	平成29年 6月	699	79
18 北海道信用金庫	北 海 道	平成29年 3月	686	32
19 おかやま信用金庫	岡 山 県	平成29年 9月	685	97
20 岡崎信用金庫	愛 知 県	平成28年10月	649	108
21 帯広信用金庫	北 海 道	平成29年 1月	644	36
22 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	595	32
23 鹿児島相互信用金庫	鹿児島県	平成30年 9月	570	56
24 青梅信用金庫	東 京 都	平成28年12月	560	52
25 碧海信用金庫	愛 知 県	平成30年 7月	554	90
26 三島信用金庫	静 岡 県	平成29年 3月	545	92
27 城南信用金庫	東 京 都	平成30年 2月	539	41
28 瀬戸信用金庫	愛 知 県	平成29年 2月	525	58
29 北おおさか信用金庫	大 阪 府	平成31年 1月	514	49
30 遠州信用金庫	静 岡 県	平成28年10月	504	153
上記以外の信用金庫 計			29,947	4,286

【信用組合】(上位5組合)				
1 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	522	159
2 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	485	42
3 広島市信用組合	広島県	平成30年 2月	255	18
4 兵庫県信用組合	兵庫県	平成30年12月	220	35
5 新潟縣信用組合	新潟県	平成30年11月	215	34
上記以外の信用組合 計			3,985	610

【信用保証協会】(上位5協会)				
1 北海道信用保証協会	北海道	令和元年 6月	1,215	29
2 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年 7月	1,166	96
3 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年 5月	1,163	124
4 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	742	306
5 名古屋市信用保証協会	愛知県	平成30年 1月	711	67
上記以外の信用保証協会 計			3,556	623

金融機関区分別集計

金融機関区分	全金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関		
		金融機関数	決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	9	9	45,770	3,934
2 地銀・第二地銀	102	101	85,769	10,925
3 信用金庫	257	237	53,677	7,622
4 信用組合	131	55	5,682	898
5 信用保証協会	51	28	8,553	1,245
6 その他	-	4	98	19
7 合計	550	434	199,549	24,643

※Vol.22のP24「金融機関別 利用申込件数一覧」において、金融機関の並び順に誤りがございました。お詫び申し上げます。

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(434機関)

令和2年1月16日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

みずほ銀行
三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫(農林水産事業)
沖縄振興開発金融公庫

■ 北海道

北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
空知信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
北空知信用金庫
日高信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
留萌信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
大地みらい信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
遠軽信用金庫
北央信用組合
空知商工信用組合
十勝信用組合
釧路信用組合
北海道信用保証協会

■ 青森県

青森銀行
みちのく銀行
青い森信用金庫

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
北上信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫

■ 宮城県

七十七銀行
仙台銀行
社の都信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合
仙北信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田県信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
きらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫

■ 福島県

東邦銀行
福島銀行
大東銀行
会津信用金庫
郡山信用金庫
白河信用金庫

須賀川信用金庫
みまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本松信用金庫
福島信用金庫
福島県商工信用組合
いわき信用組合
相双五城信用組合
会津商工信用組合

■ 茨城県

常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
佐野信用金庫
大田原信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
北群馬信用金庫
しののめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合
群馬県信用保証協会

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉県信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
京葉銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
館山信用金庫
佐原信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
君津信用組合

■ 東京都

きらぼし銀行
東日本銀行
朝日信用金庫
興産信用金庫
さわやか信用金庫
東京シティ信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東栄信用金庫
亀有信用金庫
小松川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫
西京信用金庫
西武信用金庫
城南信用金庫
昭和信用金庫
大東信用金庫
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
巣鴨信用金庫

青梅信用金庫
多摩信用金庫
文化産業信用組合
青和信用組合
中ノ郷信用組合
大東京信用組合
第一勧業信用組合

■ 神奈川県

横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さがみ信用金庫
中米信用金庫
中南信用金庫
横浜市信用保証協会

■ 新潟県

第四銀行
北越銀行
北越銀行
北越銀行
新潟信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
村上信用金庫
加茂信用金庫
新潟県信用組合
協栄信用組合
糸魚川信用組合

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
いしかわ信用金庫
水い伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県医師信用組合
富山県信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県

北國銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
北陸信用金庫
鶴来信用金庫
興能信用金庫
金沢中央信用組合
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福邦銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二銀行
長野銀行
長野信用金庫
松本信用金庫
上田信用金庫
諏訪信用金庫
飯田信用金庫

アルプス中央信用金庫
長野県信用組合
長野県信用保証協会
長野県信用農業協同組合連合会

■ 岐阜県

大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
八幡信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨農業協同組合
飛騨信用組合
益田信用組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
しずおか焼津信用金庫
静岡信用金庫
浜松磐田信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
島田掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県信用農業協同組合連合会
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

愛知銀行
名古屋銀行
中京銀行
愛知信用金庫
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
尾西信用金庫
東春信用金庫
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋市信用保証協会

■ 三重県

三重銀行
百五銀行
第三銀行
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都都都信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

関西みらい銀行
池田泉州銀行
大阪信用金庫

大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫
永和信用金庫
北おおさか信用金庫
枚方信用金庫

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
播州信用金庫
兵庫信用金庫
日新信用金庫
淡路信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但陽信用金庫
兵庫県信用組合
淡陽信用組合
兵庫県信用農業協同組合連合会
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

南都銀行
奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫

■ 和歌山県

紀陽銀行
新宮信用金庫
きのくに信用金庫

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫
鳥取県信用保証協会

■ 島根県

山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県

中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
吉備信用金庫
日生信用金庫
備前信用金庫
笠岡信用組合

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
萩山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用保証協会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島大正銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫

■ 香川県

百十四銀行
香川銀行
高松信用金庫
香川県信用組合

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
筑邦銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
飯塚信用金庫
大川信用金庫

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひぜん信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀西信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八銀行
親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫
長崎県信用保証協会

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎都城信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
南郷信用金庫

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
鹿児島興業信用組合
鹿児島県信用保証協会

■ 沖縄県

琉球銀行
沖縄銀行
沖縄海邦銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会



『TKCモニタリング情報サービス通信』vol.23

発行日 令和2年1月29日

発行所 株式会社 **TKC** 営業本部

東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNBビル5F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当 : 高橋・東城・林